

第15回 桑名市就学前施設再編検討委員会会議録

- 1 日時 平成24年 5月28日(月) 午後3時00分から
- 2 場所 桑名市中央公民館 2階 大研修室
- 3 出席委員 学識経験者1名、自治会連合会2名、民生委員児童委員1名
私立幼稚園2名、私立保育園3名
公立幼稚園2名、公立保育所1名、公立小学校1名
保健福祉部長、教育部長
- 4 欠席者 学識経験者1名
- 5 出席職員 指導課長、学校教育課長
社会福祉事務所長、子ども家庭課長、同主幹
学校・園再編推進室長、同主幹、同主査、同指導主事
- 6 議事
(1) 就学前施設の再編について
- 7 傍聴人6名

(子ども家庭課長)

皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまことにありがとうございます。

ただいまから「第15回 桑名市就学前施設再編検討委員会」を開催させていただきます。

副委員長さんですが、体調不良のため、本日はご欠席という連絡をいただいております。ご意見の方は本日いただきましたので、議論の中でご紹介をさせていただきます。

次に資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしたものとして、

「第14回検討委員会にて出された質問について」A4のものが1枚

「公立幼稚園の適正配置に関する評価表一覧」A3のものが1枚

各委員さんの評価表をとじたものです。

この評価表につきましては、会議終了後回収をさせていただきますので、その点よろしく願いいたします。

ご確認いただき、不足している物がございましたらお申し出をお願いいたします。それでは、委員長さんよろしくをお願いいたします。

(委員長)

第15回の就学前施設再編検討委員会を始めたいというふうに思います。出来るだけ、2時間で終了したいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

早速議事に入りたいと思いますが、前回第14回の議事録についてであります、よろしかったでしょうか。何かこういう意図ではなかったというようなことがございましたら、お申し出いただきたいと思います。14回の方はよろしいでしょうか。よろしければ、後ほど署名をさせていただきたいというふうに思います。

それでは前回に続きまして、案の絞りこみの議論の続きということが今日の議題ですが、その前に前回、数点ご質問がございましたので、その点について、まずは事務局の方からご説明いただきたいというふうに思います。お願いします。

(再編推進室長)

事務局から報告させていただきます。事前にお配りしました「第14回検討委員会にて出された質問について」の資料の補足説明をさせていただきます。

問1で、類似団体の公立幼稚園にかかる支出割合はどのようなものですかというご質問でしたが、類似団体は人口と産業構造が桑名市と同じ類型に属する団体で、全国で19市あります。そのうち公立幼稚園を設置していない市が8市ありまして、残り11市の中で、公立幼稚園の園数が5園以上の市6市についてお尋ねした結果を表にしております。平成22年度決算額における一般会計の総額と公立幼稚園に係る経費の割合を出しております。一番上の桑名市におきましては、一般会計の総額が461億5,500万あまりで、公立幼稚園に係る経費が5億5,500万となりますので、占める割合は1.2%となります。以下の市は表のとおりとなっております。

続きまして、問2の桑名市の公立保育所の園児一人当たりの人件費はどれぐらいですかというご質問でしたが、一時保育や子育て支援事業にかかる人件費を除いた公立保育所の人件費の総額を園児数で割りますと、総園児数が753人ですので、一人当たりの金額としては、98万9,000円となっております。

問3の大和幼稚園が休園になった後の、大和小学校区の園児の就園状況はということでしたが、お一人お一人調べていくことはできませんでしたが、大和小学校区の5歳児で、大成幼稚園や在良幼稚園など近隣の公立幼稚園を選択した児童数を表にいたしました。平成20年度を見ますと、5歳児の対象児数が17人、そのうち4名が公立幼稚園を選択し、13人の方は公立の保育所や私立の幼稚園、保育園を選択したことになるかと思われます。ずっと追って4人、4人、4人、3人とい

うことで、今年度平成24年度は、対象児20人すべてが公立の保育所、私立の幼稚園、保育園を選択したということになっております。説明は以上です。

(委員長)

前回出ました質問についての回答ということで、説明がございましたけれども、これに関して何かございますですかね。

(委員)

確認ですけれども、公立幼稚園をやっていない市は5市ですか。

(再編推進室長)

8です。

(委員)

8ですか。8市。残りの7市をここに載せていただいたということですかね。

(再編推進室長)

そうです。5園以下の市もありましたもので、あまり少ない市は省かせていただいて、5園以上やってみえる市を調査させていただきました。

(委員)

少ない園を省く理由はということなのでしょうか。

(再編推進室長)

1園や2園を運営してみるところですので、経費はそれなりの経費になってまいりますので、あんまりその支出割合を見ても、分析できないかと考えておりました。

(委員)

市立が少ないところを省いてしまったら、自動的に全体的に支出の割合が大きくなりますよね。桑名市が類似団体の中でどういう位置づけにあるのかということをお教えいただきましたかった訳で、公立幼稚園のないところも含めてきちんと出しておくのが客観的な評価ができる資料だと思うんですけれども。

それともう一つ付け加えるのであれば、やはりこういうのはきちんと公の資料として、公開を是非していただきたいと思います。訂正をしていただいた上で、出していただきたいと思います。

(委員長)

はい、今の2点。公開の問題もさることながら、とりあえず資料の作り方として、委員がおっしゃるのは、類似団体の19団体のうち、公立幼稚園がなければ、支出が公立幼稚園に係る経費というのではない訳ですから、それは多分比較をすることはできない訳ですので、残りの11市について、公立幼稚園の園数が少ないからという訳ではなくて、そこで比較すべきなんではないかということでありましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。とりあえず、調べることは出来るんでしょうか。

(再編推進室長)

調べることは可能です。今の3園とか1園、2園、4園、2園というところは省かせていただいたんですが、調査することは可能です。

(委員長)

それも含めて、11市について。

(委員)

19市の中に8市、公立幼稚園がない市がありますよということもきちんと書いていただいて、その上で残りの園については、どのくらいの割合でどれだけ出しているのかということ、明確にしていきたい。

(委員長)

それは将来の経費の話もありますから、ちょっとそれは検討してみましようかね。

(再編推進室長)

はい。わかりました。

(委員長)

他に。

(委員)

類似の市が19市あるということ判断していただいたに至るその項目もしくは根拠というのはどんなふうでございますでしょうか。

(委員長)

19市という類似団体ですね。これは類似団体というのは、地方財務協会の類似

団体の表で判断するんだと思いますけれど、人口と産業構造で桑名市に似ている全国で1800ある市町村のうち900市があるんですが、900の市を人口と産業構造で類似団体に分けているんですね。その分けているマトリックスのひとつにある所が19になりますね。ですから財政分析とか比較をする時に、必ずといっていいぐらいこの類似団体という枠で比較をするという、そういう手法をとっているはずであります。

(委員)

それは何を見るとわかりますか。

(委員長)

類似団体の表があるわけ。

(再編推進室長)

はい。ここは3類でしたかね。

(委員長)

何を見ればということからいうと、図書館にもあるの、類似団体表って。最近見たことないですけども私も。

(再編推進室長)

インターネットでも。

(委員長)

ネットにもあるのかな。あるはずです。多分ネットで類似団体という項目でひかれて。分厚い本にもなっているというところもありますので、市の方は、財政課は持っているわね。

(再編推進室長)

財政の方より聞いておりますので、財政は持っていると思います。

(委員長)

そういう分類をしている本があります。

(委員)

承知しました。人口と産業構造を類似団体表、それで19市を割り出しをしてい

ただいたと。ありがとうございます。

(委員長)

他にはいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

3つ目の大和幼稚園の辺りは、私が質問させていただいた部分なんですけれども、近隣の公立幼稚園を選択した園児数というのが、どんどん減って行って、24年度は0ということなんですよね。おそらくは私立さんの方に行ってみえるんだろなという気がするんですけれども。こういうふうに見てみると、再編して地域から公立幼稚園がなくなった時に、ちょっと遠くの公立幼稚園に行くというのは、なかなかしてもらえないんじゃないかなという感想をもちました。

(委員長)

確かに、このじゃあ今、対象5歳児数20人のうち、個別にどういうふうな、私立の幼稚園に行ったのか、保育園に行ったのか、あるいは公立の保育所に行ったのかということについては、データは個人情報になるから、これ自体はオープンには出来ないし、調べることも基本的には無理ということだと思いますね。

そうなるという意味、少なくとも近隣の公立幼稚園には、なくなった場合、あまり行かないんだなという傾向ぐらいはわかるということですかね。

(委員)

1番の類似団体の公立幼稚園にかかる支出割合の表なんですけれども、一番最後に割合というのがあって、一般会計に占める公立幼稚園に係る経費が書かれていますけれども、この数字だけでは判断が難しいですよね。抱える園数がわからないので。例えば守口市とか桐生市なんかは1%を割っていますけど、もしかしたら園数が随分少ないのかもしれない。5園以上というところと言われていますけれども、5園とか6園とかそういうところかもしれない。桑名のように20園以上あるとことは、ちょっと違うのかなと思います。

もし作り直しをしていただくなら、それぞれの市の公立幼稚園の園数も書いてもらうと、より比較をしやすいのかなというふうに思います。

(委員長)

それはあります。園数をちょっと追加してということでありました。他にございますでしょうか。

この3点については、よろしいでしょうか。ご指摘いただいたことも含めて、ま

た資料については修正をしていきたいというふうに思います。

それでは、いよいよ今日本題の、公立幼稚園の適正配置の議論に入っていきたいと思います。2時間の間に、5時までの間に、4つの案が前回示されておりますが、それを一つか二つの案に絞り込むというところまではいきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

まず、評価表でございますけれども、9名の委員の方には、すでに前回ご説明をいただいております。今回は5人の委員の方から評価表をいただいておりますので、事前にお配りしてございます。みなさんお目通していただいたかと思っておりますけれども、お一人ずつ、まずは、前回9名の方にしていただいたような形で、簡単で結構でございますので、まずは評価表のご説明をお願いできますでしょうか。

お願いできますか。

(委員)

提出をさせていただいた評価について、少し補足と説明をさせていただきます。5園案として提出をさせていただいたものです。

「人件費」と「教育の質」それから「私学との共存共栄」「新システムが導入された時の対応」について考えましたところ、5園がまあ最適とは言いませんが、妥協されるべきある一点であろうかなというふうに認識をするところです。

つまり、子ども子育て新システムがもし稼働しました時には、公立幼稚園はすべて公立こども園に移行する訳で、ここについて勉強するのはこの委員会については、若干早すぎるかもわかりませんが、今後のそのこども園構想等について、少しの先見性を持てばそういうことかな。

つまりそして、もっと言えば国の子ども子育て包括交付金というのは、この新しくできるところの公立こども園というのには、交付されない訳で、全額が自費ということになりますね。市がすべてをまかなっていくということになる訳で、そうした場合に、極端に言えば少ないほどいい。だけど1園もしくは、数園において市民のみなさんのご理解が得られるかということ、極めて困難であろうということから5園。

しかしながら7園、11園ということになると、それぞれの人件費並びに経費的な面において、おそらくそれは不可能であろうというふうに認識して5園ということにさせていただきました。

(委員長)

はい。ありがとうございます。新システムというのは、こども園、今一体改革で議論されているあれへの対応ということでもよろしいですかね。そしたらお願いします。

(委員)

評価表を述べる前に、ひとつ申し上げたいと思います。前回提出された試算について、事務局におかしいのではないかという話をさせていただきましたが、訂正の資料が出ておりませんので、私なりに解釈をして数字を出してきましたので、そのお話をさせていただきたいと思います。

前回の試算、資料は回収され、ここにはございませんので、まず、前回の試算の数字だけをざっと言わせていただきます。まず11園案でございますけれども、経常費が3,000万、人件費が3億3,500万、施設整備費が200万、合計で3億6,700万、平成22年度のかかっている費用の4億8,200万の差異が1億1,500万となっています。

7園案については、経常費が1,900万、人件費が2億6,900万、施設整備費が400万、合計が2億9,200万で22年度の差が1億9,000万。

5園案につきましては、経常費が1,300万、人件費が2億4,700万、施設整備費が1,200万、合計が2億7,200万で差異が2億1,000万という形で出ておりました。

私が疑問に思って、これはおかしいのではないかという話を事務局の方にさせていただいた訳ですけれども、どういうことかと申しますと、この算定では、職員数が11園案は66名、7園案は50名、5園案は46名となっております。

後日いただきました前提条件では、7園案については職員数50名、内6名は他部署での勤務、5園案については、内10名は他部署での勤務となっております。この他部署での勤務とは、全く違う課に配属されても、「これはもともといる職員だから、人件費はこの教育費に入る」ということで、7園案、5園案に入っているということでございます。これは明らかにおかしい試算で、常識では考えられないと思います。前回の委員会で11園案と5園案の運営費の差を委員長も確か「思ったより差が開いてないね。」という発言をされたと思いますが、5園案と11園案の運営費の差を小さく見せるために、事務局が考え出した、ちょっと言葉は汚いかもしれませんが、姑息な手段だなというふうに思っています。

私なりに前回出していただいた人件費を人数で割って計算をいたしますと、総額だけ申しますと、11園案が3億6,700万、これは前回と同様です。7園案が2億5,900万、5園案が2億1,700万ということで、前回出していただいた資料と比較しますと、5園案については、5,500万の差が出てくると。22年度の差で考えると、2億6,500万の差が出てくる。11園案と比較すると、1億5,000万の差が毎年生み出されると、そういう計算になります。

これを踏まえた上で、やはり、いろんな事を評価しないといけないのではないかなというふうに思います。

この評価の中で、既存の施設を使って行くんだということが、強く主張されます

けれども、例えば、保育室を1つ増やす、鉄筋あるいは鉄骨で造っても1教室、土地は除いて、1,500万ぐらいかと思います。運営費の1億5,000万あるいは2億6,500万の差を考えれば、5園案に絞って増築をしても、それほど大きな費用にはならない。それをあえて、こういう形で出されて、しかもプレハブで建てると子どもたちがかわいそうですよという言葉も入れて出すというのは、私は、フェアなやり方ではないと思っています。まずそれを申し上げて私の評価表を述べさせていただきたいと思います。

一つひとつ申し上げますと、まず1園案については、可能性を持った案だというふうに思っておりますけれども、現状なかなか難しいだろうということで、まず1園案を省きました。

それから7園案と11園案については、5年後にはある程度の人数は確保出来るかもしれませんが、すぐ、少人数化になる可能性もあります。財政効率化の面でも評価があまりできませんので、この案を消しております。

消去法でございますけれども、5園案については、一定割合の人数が確保できる、また、財政も効率化が図れるということで、この案の中では5園案が妥当だろうというふうに判断をしております。

この評価の中で、「市民理解」という評価を、項目を挙げさせていただいた訳ですけど、なかなかこの声を聞いたらいいのかという非常に難しいところでございますので、ただ、声の大きい人の意見が通っていくというのは、あまりよろしくないのではないかなというふうに思っています。以上です。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それではお願いします。

(委員)

私がですね、24園案を申し上げましたのは、現在24年度5歳児19人以下15園、24園から15園になりますと9園になるんですけれども、今やっているとおり同じなら24にしておいたらいいんじゃないかという乱暴な意見でございまして、申し訳ないんですけれども、本当にこんなこと、絞りこみが出来るんやろかという疑念がございまして。現在でも19人以下が15園ございまして。現在でもやる気になればやれる。それをやってないで5年後にボタンと急にこれに変えるは、これはちょっとおかしいんじゃないかなと思ひまして、24園でも細々とやっていかれたらどうかなというのが持論でございまして。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それではお願いします。

(委員)

理由は下に書いてあるんですけれども、5園案の理由というよりも、私の思いが理由として書かれておる訳です。やはり、前から声を大にして言ってるのが、時代の流れから、基本的には官から民への移行を前提として進めていく必要がある。

なぜかという桑名市の財政的なことを考えていくと、どうしてもやはり豊かな財政がある時代は、どんどんそのお金を使ってやりましょうということになるかもわからないけれど、本当にもっといべきところがあるんじゃないか。使わなければならないところがあるんじゃないか。その辺を考えると、私立の受け皿があるんだから官から民へというのが必要であると。

それから2点目。民間施設が受け皿となっているので、無理をして高額な費用をかけて、公が乳幼児保育を担わなくてもよいと。

3つ目、再編により待機児童が発生しないよう、他施設の受け入れ態勢も十分に考慮。

編成により民間への財政圧迫をかけてはいけない。これは、急に人数をどっと減らしてしまって、私立とか、そこが、そのために増設をしなければならないのか、そのようなことになってくると、非常に大変なことになってくるので、そういうことも考えて、受け入れ態勢のことも考えて編成をしていくべきかなと。再編により一番われわれ民間で心配しておるのは、再編によって、民間に財政的な圧迫のしわ寄せが来るということが非常に一番心配されておるところだろうと思います。そのようなところを考えると、そういうことが起こってこないような感じで再編を行ってもらいたいと。

あと、桑名市の幼保一体化に対する取り組み方についても、はっきりとしたことが桑名市は出ておりませんので、今後、国のあり方によって、変わっていく場合も考えていかねばならないと考えております。きちっとしたものが、まだ国が出ていないからその辺が変わってくると、またここでせっかくやっておっても、また、違う方向に考えなければならないものが出てくるじゃないかなと思っております。

それから、次。同じようなことなんですけれど、官の無駄を省き、民に乳幼児の公の方の費用を少しでも乳幼児保育の充実を図るために、もっといい使い方をしてもらいたいと。

それから、委員と一致しておるところになるんですけれど、乳幼児の自然減に合わせて、住民理解のもと、一定基準を設けて段階的に統廃合を行い、5園に絞っていくと。何園にするかということになれば、5園という感じで、まあ少ない方が、少なくやっていった方が、民間への打撃が少ないと考えておるので、こうなってくるんですけれど、どうやって説明、住民に説明していく、理解を得ていくかと、その辺を考えると、非常に11園にしても難しいなという感じがでてくるもので、まあそれなら、地元の園が例えば人数がこれぐらいになったら、もう廃園になりま

すよと、廃園だということをはっきりと示しておいて、その時がくれば、仕方がないな、子どもも減ってきたからねと、うちの幼稚園も昔から続いておるけれども、これ、廃園になっても仕方がないなという住民のあきらめも出てくる。そうすると、そこで廃園になった場合に、そこであった子どもたちは次からどこに行こうかなという感じで、身近な一番近い公立の幼稚園に行く場合、公立の保育所、私立の保育園、私立の幼稚園、適当に親が選んで、まあ少しずつ行き場所を探していく。それで今年1箇所、数年経ってまた1箇所という感じでなっていけば、親も心を覚悟しながらやっていけるのではないかな。そういうような形でね、前も意見で出しておったんですけれど、なかなかそれは何園案という感じにはならないもので、ここには、出てこないから。5園案という感じで出しておる訳なんですけど、まあそういうような感じが一番いいのではないかなと。

その辺を考えると、市としての職場を確保していくということについては、あいまいなことになってくるので、非常に困る部分が出てくるのではないかなということ、何年間までは、職場が確保されておるといのがないといけないということ、やっているのだったら、ちょっとそれはおかしいかなと。やっぱり子どもの目線から住民からのことを考えれば、そういうような形で自然に淘汰されていって、やっていけば、これがそのうちに11園になり5園になり、公立がこれからどんどん頑張るって増やしていくという意気込みでやられるんだったらあれだけど、まあ自然の中でいけば、そういうような形で淘汰されていくのが、一番いいのではないかなと私は思っております。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それではお待たせしました。お願いします。

(委員)

項目は9つぐらい挙げさせていただきました。今まで先生方が言われたので重なるところもあるので、ちょっと抜いて話させていただきます。

「市民からの判断」というのは、11園案にしる、やはり問題は起こってくると。その中でどこのエリア、11だと余計問題が起こりやすい、それであればいっそのこと5園にした方が住民説明もろもろ理解もしやすいのではないかな。財政的には少ないほど財政的なものは有利であると。

それともう一つ、「教育の向上」に関しては、少ない園だという意味ではないんですけれど、絞り込むことによって、確実に人数を確保できるのではないかと、11にするとばらけてしまう。じゃあ5にした方がもっと集中できる。それこそこの委員会で言っている人数の確保というのが確実にできるのではないかと。

地域説明については、今言われたので、そのまま地域の説明というのは単位ごと

でやっていくなりしていくにはやっぱり5園案というのをベースにしながら、話をしていく方がいいのではないかと。各中学校、小学校ブロックまでいくとすごいことになっていくのではないかと。残す、残さんという話が絶対出てくる。であれば5園というのをきちんとたたきにして出していくのが一番ベターではないのかなというふうに思います。

あと、「人口減少」はもちろん、われわれやっぱり民間にとっては経営圧迫というのはやはり怖い。ですので、申し訳ないですがこれは配慮という形で書かさせていただきました。ざっと言うと下にも理由は書いてあるんですけども、一番5園案というのがプロセスあるかもわからないですが、結論付けていくなら5園案という形を持っていくのが一番ベターではないのかなと。「財政面」「市民からの思い」「減少」「教育の向上」という部分からいけば、5園案が一番ベターではないのかなというふうに思います。まあ、プロセスはいろいろあるとは思いますが、以上です。

(委員長)

ありがとうございます。今一通りですね、評価表についてご説明をいただきました。委員のところから運営経費、特に人件費部分で他部署での勤務というもののカウントの仕方について、資料に対する疑義がありました。今後の評価の部分でいうと、人件費の削減であるといわゆる経費の削減の部分で、大きな問題提起なんじゃないかと思うんですけど、この辺はどうなのでしょう。事務局に聞くべきなのか、あるいは委員に聞いた方がいいのか。どうなんですか、その他部署での勤務というのを幼稚園費の中を含むべきなのか、それとも他部署でいくんだと、幼稚園費はそれだけ減るといふふうにカウントすべきなのかというそういう問題提起だと思いますけれど。どうでしょう。

これはある意味、どっちとも取れるのかなと思うんですね。というのは、1つは今の段階では公務員身分分限免職はあり得るけれども、現状では職がなくなったことによって、首が切られるということは今の段階ではない。そうなるとその経費をどこで計上するのかっていうのは幼稚園が減っていったとしても、当然市全体の職員としては確保しなければいけない、だから全体で持つんだという、多分そういう言い方なんだろうと思います。

(委員)

私は、何年前からそのような採用方法をしているのか、ちょっとわからないのですが、数年前から保育園と幼稚園と両方いけますよという前提で、採用していると思います。10人、今の人数でいうと浮いてしまいますよという議論ですけども、5年先の再編ですので、その間、十分に調整できる人数だと思いますので、それを

試算に入れて計上するのはやはりおかしい話だというふうに思っています。

(委員長)

はい、どうぞ。

(教育部長)

失礼します。私の方から申し上げるのもなんだと思ってまして、ちょっと控えておったんですけれども、今委員さんがおっしゃったようなところもありますし、確か22年からでしたかね、22年度から両免持ちというか、幼稚園の教員免許と保育士の資格ということで、そういう方を採用しているわけですが、多くはですね、幼稚園の教員の場合は、今現在幼稚園の免許しかないという方も沢山みえるわけですが、まあそういうことも含めていくことと、もう1つは、やっぱり委員長さんもありましたけれども、分限という形は確かにありますが、現在のところ公務員の身分についてはですね、ある程度その辺りについては公立はという部分がちょっと甘いんじゃないかというお話かもしれませんが、現実にあるということは否めないんじゃないかなというふうに思っております。

(委員長)

はい。

(委員)

今、委員の説明で、確かに幼稚園の免許しか持ってない教員も中にはいるかもしれませんが、今の教員養成校では、保育園と幼稚園の両方の免許をとれるところばかりですので、幼稚園しか持ってないんだというのはおそらく40代、50代の先生で、中には何人かみえるかもしれませんが、22年度からですか、22年度から採用した人間についてはおそらくいないだろうというふうに思います。この5年間かけてですね、採用、正規採用ではなくて保育園も含めて、嘱託、何らかの形で考えれば、この10人は十分調整できる人数だと思いますので。それは、おかしいのではないかなというふうに思います。

(委員)

これは前々回に私が質問させていただいたことなんですけれども、平成24年度の新採の両面持ちさんは10名だったんですね。そのうちの2名が幼稚園に行くと。十分にこの再編ということを、もしお考えになれば、この2名を採用しないで嘱託で一時つなぎをしようかという考えもあったのではないだろうかと思うんですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

(委員長)

採用の話ですか。

(教育部長)

今、お話があったように、22年度からということで、昨年はお話があったように保育所と含めて10名ということで、そのうち2名が幼稚園の方へと退職が3名ありましたですかね。そのような形で22年度からそういう採用に切り替えていっていることも当然この再編検討委員会のこともありましてですね、制度の方も少しずつ改革してきたということの1つなんでございますが、今、ありましたように非常に年齢のアンバランスがきたしておりまして、50代、40代の方がそれこそ幼稚園の免許しかない方がまだかなりみえますことと、若いグループっていいですかね、そういうこともありますので、今後もできるだけ年齢構成についてはあまりに偏らないような形でお願いしたいと思っております、まあその苦肉のところの一応2名は、採用させていただいたということでございますので、その辺を全体的に考えさせていただく中の1つだにご理解いただきたいのと、今ちょっとありましたように、公務員の場合は非常にこの部分がかかなり難しい部分があるということは、十分ご理解いただけるんじゃないかと思っておりますが、ただ職員を守るためとか、分限云々じゃなくて、根本的なですね、子どもたち、桑名市の子どもたちをどうしていくかということが一番大事なことかなとは当然考えておりますので、その辺は再編していく時も、一つでは財政という面もございまして、もう一つの中で、桑名市の子どもたちの教育をどうしていくかということも当然考えていくことだと思っておりますので、一つのご提案としては委員さんのおっしゃったこともそういう見方もあるなあというふうには理解したところでございます。

(委員長)

はい。

(委員)

50代、60代、年齢のアンバランスということで、50代、60代…。

(教育部長)

60代はないです。

(委員)

60代はない。50代の先生が多くて困っていらっしゃるんですか。

(教育部長)

これは、前も示していただいたと思いますけれど、まあ確かに50代が多いということは言えますね。まあその後が、ほとんどゼロという年齢のところもありますので、その辺はやっぱり安定した形で子どもたちにとっても、いろんな年齢の先生がみえるっていうのが理想かなとは考えております。

これは、私よりも向こうが答えていただくことじゃないですか。

(委員)

いずれにいたしましても、前回は要望致しましたけれども、もう一度試算をし直していただいて、前提条件をしっかりと書いていただいた上で資料として、公開の方をしていただきたいと思います。再編に関して、いろんな方々が見て、興味をもってみえると思うんですけど、その大きな関心事の一つとしてやはりこの財政の部分っていうのはありますので、これを伏せたまま議論を公開していくのはおかしいのではないかと思います。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

(委員)

すいません。一点聞きたいんですけれども、あの22年度から幼稚園の先生、保育園の先生ということで免許を両方もっている方を採用していると。今現在としては桑名市の保育園の先生と幼稚園の先生っていうのは、例えば入れ替えじゃないんですけれども身分的には一緒になってきているんですか？

(委員長)

はい。身分的に。

(委員)

例えば給料であるとか、採用は22年度から一緒になりました。でも、今の現存の先生と、例えば保育園の先生、幼稚園の先生っていうのは身分っていうか、保育園の先生は幼稚園には行けない、幼稚園の先生は幼稚園でずっと終わる訳ですか。

(委員長)

はい。どうぞ。

(学校教育課長)

幼稚園の先生と、保育園の先生につきましては、給料がまず違っておりました、幼稚園の先生は教職員の給料表にしたがっておりますし、それから保育園の先生は行政職の給料表でいっておりますので、身分っていう言い方はどういう身分かというのは難しいです。行政職と給与体系が違いますので同じ身分という訳にはいかないです。簡単にいうと違うということです。

(委員)

22年度から揃うっていうような感覚でおったんですけれど。そうすると今回採用された方、例えば10名のうち2名は教員職で給与形態が上がってて、保育園の先生は下がるとという理解をしていいんですか、今の答えだと。下がるといいうか単価が違うといいうか、基本給が。

(学校教育課長)

今までの先生の形で、今話題にのぼっております、保育教育職の方につきましては行政職の給与表ですね。保育所の方と同じと簡単に言えば考えていただければいいかなと思います。

(委員)

行政職と教育職ですよね。今22年度から一緒っていう理解。ごめんなさい、ちょっと意味がわかってないもので。

(学校教育課長)

22年度から、新しく保育教育職という形で採用されている方につきましては、行政職の方ですので。今まで幼稚園にみえる先生は教育職の給与表に従っている方ですよ。そこへ新たに2名入ってきました。その方々は行政職。

(委員)

わかりました。そういう意味なんですね。過去の者が。

(学校教育課長)

そろえたというわけではない。

(委員)

新しくできて。過去の人たちはそのまま。そういう意味ですね。理解しました。すいません。ありがとうございました。

(委員長)

はい。よろしいでしょうか。あの、何か補足。

(委員)

身分って、ごめんなさい。そういう方でしたのでちょっと語弊があるかもわからない。身分ってそういう意味でどうだったのかなと1点聞きたかったのと、今22年からそういう形で採用されたっていうことは、例えば保育園の保育士、幼稚園の教諭っていうのが、例えば桑名市同士で入れ替わるっていうことはありえないんですかね。

(委員長)

はい。どうぞ。

(教育部長)

これは、私が申し上げるので、その方向でっていうのはあれですけど、ちょっと私見も入りますので申し訳ないですが、幼稚園の方と、保育所の方で、要するに人事異動できるかどうかってことですよね。将来的には考えていくべきではないかなというふうには思っております。といいますのは、前はよく、私ども19年の答申のあたりの時には、幼保園という言い方をしていましたし、今はこども園というまあ、国の方でも動きがありますけれども、そういうことを見据えていくとですね、当然同じ職場で働いてる者で、例えば幼保園が出来たとするとですね、そこで同じ職場で働いてるのに給料だけ違うというのはおかしい話ですから、当然その人事異動も将来的にはあるんだというふうには考えております。

(委員)

今現在としては、まあされていないという理解でいいんですよね。

(教育部長)

そういう事です。

(委員)

分かりました。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

試算の中で、各園、園長、主任、それから担任、保育支援員、養護教諭を配置するという前提条件になっておりますけれども、私立の場合ですと、必ずおこなきゃいけないのは担任と園長。園長が兼務の場合は新たにもう一人配置しなければいけないと。養護教諭については努力義務になっているのですけれども、公立の場合は、基準はどうなっているのでしょうか。

(委員長)

配置の基準ですか。それは、何か。特に養護。

(委員)

私立幼稚園の場合は設置基準として養護教諭は努力義務。今、公立は小学校の校長が園長を兼務されていますので、当然主任という専任の先生が入ってみえると思うのですが、公立は、そういう基準はどうなっているのですか？

(委員長)

この基準をお願いします。

(学校教育課長)

はい。すいません。養護教諭については私立さんと同じで努力義務。必ず置かなければならないという規定にはなっていない。

(委員)

園長については、私立幼稚園の場合は、園長が専任の場合は園長プラス担任でいいですよ。兼務している場合は園長と担任以外にもう1人教員をおこなきゃいけないわけですけど、公立の場合はどうなっているのでしょうか。

(教育部長)

あのちょっと事務局の方であれですけど、それは原則的に同じでございます。

(委員)

そういたしますと、主任と園長1人1人専任で置く必要がないということですか。基準では置く必要がないということ。

(教育部長)

義務ではない。

(委員)

義務ではないということ。置く必要はないということですね。

(委員長)

この試算について、少し検討を事務局の方でもしていただければと思います。一応各委員から評価の一覧について、評価表が出てきたということでもありますので説明もいただきました。ですので、これを基に少し今日は議論を前に進めていきたいというふうに思います。

皆さんの評価表をですね見せていただきまして、前回もございましたけれども評価の項目についてとにかく議論しようじゃないかというのが、前回の委員会の押さえるところだったかと思います。そこで資料の38というのをご覧いただければと思います。これはみなさんの評価表をですね、ざっと見ながら評価項目をよく似た内容を同じ色にしまして、一覧にまとめたというものでございます。

先ほどご説明をそれぞれいただいたわけでありまして、例えば一番左の濃い緑色の列っているのは、「保護者や地域の理解が得られるか」という評価項目であります。その中には3つぐらいあって、「保護者地域の理解が得られる」「地域性が考えられている」ということが、理解のポイントだ。それから「市民に理解が得られている」「市民へ説明ができるかどうか」というところに力点がある評価項目というものを括らせていただきました。

そしてそのピンクの部分については、今も議論がございまして、**「財政面」**であります。財政面については、おおよそ2つのご意見を評価項目としていただいたのかな。1つは「既存施設の活用」という財政面でできるだけ安上がりなことを考えましようねという財政面での評価項目。それから今も議論がございましたけれども**「運営経費の削減にどの程度つながっていくのか」**ということで評価をするという、この大きくはこの2つの財政面での評価項目があったのかなというふうに思っています。

それからオレンジの部分でありますけれども、「教育の質」の部分であります。子どもを育てるための内容とか、指導のあり方等については、各委員の方でそれぞれ違ってはいますが、保育指針とか教育要領に示されていますように、子どもの生きる力の基礎みたいなものをね、しっかり育むという方向性、これについては多分もうこの最初、もう今日で16回、17回、最初のころに一生懸命ここで確認をしていた桑名っ子の根っこつてやつですね。あれについては、おそらく共通の認識で、それをきっちり実現するための公立幼稚園の再編なんだという認識は多分みなさんにいただいているんだろうと思います。

ただ、特にその中で言うと、右側に特出しをさせていただきましたけれども、「**集団の確保が図られるか**」というのは非常にこれは評価項目にしては実際重要だとお

考えの方が多いいということでもありますね。ですからこの「集団の確保」というのは「教育の質」の一番大きな条件ということでちょっと特出しをさせていただいたわけでもあります。

黄色の部分は今度は、「保護者の利便性」という話であります。就学前の教育、あるいは保育を受けるのはまさに子どもでありますけれども、その選択としての保護者でありますから、保護者の利便性というものをどう考えるのか。選択肢が付加していくことが重要だと、こういうことを書いていただいた方もいらっしゃいます。ですので、「保護者の利便性」ということについて、結構いろんなことを同じような内容を書いていらっしゃる方がいらっしゃるなあとまとめさせていただきました。

それからピンクの部分については「私立と公立の共存」、「私立園への配慮」というのが考えられているかどうかということが評価のポイントになるよという方もいらっしゃいます。

それから「公平性」ですね。「公平性」を上げられた方。それから「幼保の一元化」それから「その他」ということで、これは複数でくくるわけにはいかんかなというようなものについて「その他」のところでは整理をさせていただいたというこんな一覧表を、これは事前に送っていただいた評価表の項目を見ながら事務局と私とで、どちらかというところは私の責任でまとめさせていただきました。こういうものがないと、次の議論になかなか進んでいかないだろうということでもあります。

ただ、今もご説明をお伺いして、項目では各委員の皆さんの思いと違っている部分もあるかも知れません。ですからその修正も含めながら、まずはこの項目について、評価表の項目について少しご意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですがいかがでしょうか。

これはここじゃないぞ、ということがあればぜひご意見をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

大きな項目の「保護者の利便性」、黄色ですよ。ね。「保護者の利便性」「地域等の配慮等」がずっとあって、I委員ってところが「子どもの笑顔・保護者の安心」ってあるんですけども、これは多分私なんだろうなと思うんですが、「子どもの笑顔・保護者の安心」っていうのは「保護者の利便性」を評価するための項目ではないんですよ。ですのでこの中には入らないので、「その他」としていただいてもいいかと。

(委員長)

これ「その他」ですかね。もっと理念的な「教育の質」の話かなと思いつつながら、

これ確かに悩んだんですけど。

(委員)

だから「その他」でっていうどの項目にも大別できないものの中に入れられるのはちょっとどうかなって思うんですけど、今この中には該当する項目はないように思うんです。ただ少なくともこの「保護者の利便性」のつもりで項目として設定したわけではないということです。

(委員長)

すみません。じゃあ、この「子どもの笑顔・保護者の安心」というのはとりあえずは「その他」のところに入れさせていただきますね。というような今はAからOまで、委員の名前は個々の評価にかかわることですので、伏せさせていただいておりますし、これはまた、みなさんで議論をしていかないかとは思いますが、この評価表をどうやってオープンにするかというのは、またひとつ議論をしていく必要があるだろうと思います。現状では仮名にしてあります。それはご承知おき下さい。はい。どうぞ。

(委員)

Kの「教育機会の保障」ですね、公私保護者負担格差の是正っていう形の可能性という形。可能性っていうのは、財源はこれで生み出されるけれども、はたしてそれが私立の保護者に向かっていくのかどうかっていうのは非常に疑問ですので、とりあえず財源が生まれるということで可能性ってことではさせていただきました。「教育機会の保障」というのは公立私立共存っていう意味合いもあるのですが、やはり私立に通っている子ども、あるいは保護者、公立に通っている子ども、保護者にも、桑名市が等しく手当てをしていくという意味において、どちらかといえば「公平性」の方に入れていただく部分かなというふうに思っております。

(委員長)

公平性の方に入れた方がいいということですか。

(委員)

もちろん、両方かかってはくるのですが。

(委員長)

この「公平性」っていうのも、これも少しどういう部分での「公平性」なのか。委員のおっしゃる公私の公平性の話もあれば、これ、悩んだんだけど、地域の

教育の機会均等の話もあります。だから、これちょっと、特に「公平性」と書いていらっしゃる方にも、これは他の部分とは括れないぞということがあれば、それもちょっとおっしゃってもらったらなというふうに思うのですが。まずは、共存もあるけれども、今の話でいくと「教育機会の保障」というのはこれはどちらかと言えば、「公平性」の部分にウエートがあるんだというお話でございました。他にどうでしょう。評価項目についてご意見ございますでしょうか。

(委員)

この場で言うのが正しいのかどうかちょっと分かりませんが、先ほども少し触れさせていただきましたが、「財政面」で「既存施設の活用」と「運営経費の削減」というのが同列に語られてしまうと、全体を誤ってしまうんじゃないかなと思っています。施設は作ると1年で終わる話ですが、運営経費は毎年毎年かかってくる問題です。金額にしても、運営費が圧倒的に大きな金額ですので、これを同じ重みを持って評価されると誤った評価になるんじゃないかなと思っています。

(委員長)

もちろん、トータルの金額でいうと、運営経費、これは何園にするか長期の問題がありますけれど、かなりこれは、毎年毎年の話ですからかかるだろうということは、削減額は大きくなるだろうということは、重々。これを同列に扱うというわけではありませんが、ただ、評価の項目としてはあげておく必要があるだろうということです。

他、ございますですか。評価の項目の移動について、今2点ほど出てきておりますが、それ以外は大丈夫でしょうか。

よろしければ、次のステップといいますか、その、これをひとつ共通化していいんじゃないかというところでもあります。つまり、共通化というのをどういうふうにしていくかという話なんですけれども、どうでしょうか何か案といいますか、ある意味、今、財政面というのと2つの項目っていうのはこれは確かにウエート付けはだいぶ違う話だけれど、経費の部分で、コストの部分で着目すると、共通化の部分、財政面については、これはある意味多くのここにいらっしゃる委員の方がそれは重視しなければいけない項目というふうにはお感じになってるということぐらいはここで言えるのかなというふうに思ったりしています。

そういう項目で、2つに分かれていますけれども、例えば「財政面」ではというのは、これは1つの大きな評価の柱にしていかに得ないし、それから、「保護者・地域の理解」、特に「教育の質」の部分、子ども集団の確保を含めた「教育の質」というのは共通理解として再編の軸にはしていかなければならないねというようなまとめ方ぐらいにはなるのかなというふうに思っていますけれども、何か。はい

どうぞ。

(委員)

委員のみなさんの中には、様々な立場の方がいらっしゃいます。例えば、私ですと、経営面というのはとても苦手な部分になります。私学の方たちはそれがすごく優れていらっしゃると思います。私も、今、委員長さん言われましたように、一番上の欄ですね、一番上のところ、そこが共通化が図られていくんじゃないかなと思いますので、一番上のところを押さえていくというのはどうでしょうか。

(委員長)

はい、一番上の部分を押さえていくということで共通化していけばいいんじゃないのかなというお話でしたけれども、それでよろしいでしょうか。

その他の部分にI委員の「子どもの笑顔・保護者の安心」が入ったり、効率性の部分でK委員の「教育機会の保障」の部分がこちらにもかかるという形で移動がございましたけれども、そういう形で共通化を図るということでよろしいでしょうか。

それでは、一応、「保護者・地域の理解」という項目、「財政面」「教育の質」「保護者の利便性」「私立と公立の共存」「公平性」「幼保一元化」「その他」の項目、そういう分類で共通化をしてみて、それで、評価項目から園数の絞込みの話にもっていければなというふうに思っております。よろしいでしょうか。

(委員)

まず、最初の「保護者・地域の理解」とございますけれども、例えば11園案にしても理解を得るということはなかなか難しい課題だと思っておりますが、11園案のメリットとしては、地域性が考慮されておりますし、したがって、地域においても保護者のご理解と言いますか、こういったものが得られやすいんじゃないかと私は思っておりますのでよろしく申し上げます。

(委員長)

という具体的なお話をいただいているわけでありましてけれども、その前に、一番上の項目を見てましたけれど、今度はこれを園数の方でちょっと見ていくと、11園案がいいよと思われている方が9名で、5園案という方が4名、24園案の方が1名、7園案という方が1名いらっしゃるわけでありましてね。今、委員からご指摘があったように、11園案に絞られている方の、つまりこの表でいうと、I委員より上くらいで比較的多い項目という、「保護者・地域の理解」今ご指摘いただいたとおりです。財政面でいうと「既存施設の活用」の方にウエートがあるな。それから「保護者の利便性」ということについても非常に評価項目として考えていら

っしゃる。それから「公平性」ですね。この公平性の内容はちょっとまたご議論いただきたいと思いますが、先ほども、「公平性」というものについて、この観点から11園だというふうな言い方ができるのではないかと考えています。

それから、その一方で5園案に絞られている方々については、「保護者・地域の理解」が必要ということについては共通であります。それから、財政面で言うと「既存施設の活用」というよりはむしろ、先ほどから委員が何回もおっしゃっているように、「運営経費の削減につながる」という意味で、財政面を評価の項目としてウェイトをかけておかないとまずいぞという話であります。ただ、「集団の確保が図られる」という部分については、結構ご意見はいただいていますし、それから「私立と公立の共存」というものを考える立場から言うと5園案だ、というそんな共通項目が浮かび上がってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そこをどう評価するかによっては、7園案と24園案、4つ案があるわけですが先ほども、大きくは11園案と5園案という形で、今、項目のそういう色合いの違いは出てきているなどこの表を見て思っています。

それから先ほども言いましたけれども、「教育の質」の部分については、これは、集団確保も含めて「教育の質」ということをたくさんの方がご指摘いただいております。これについては、この委員会を十何回やってきて、最初の頃の議論、桑名っ子の根っこをちゃんと育てるんだ、その部分については、先ほども言いましたけれども、みなさん共通理解いただいている。それを基本に、11、5、24、7という4つの現状は案があるんだなというふうに思っています。

で、この中で、じゃあ、これから案の絞込みの話をしていく必要があるだろうというふうに思っているんですけども、評価項目についてはこれでよろしいでしょうか。

(委員)

「保護者・地域の理解」というコラムと「保護者の利便性」というコラム、この違いをどの辺、どういう認識で分けて考えたらいいのでしょうか。

(委員長)

「保護者・地域の理解」というのと「保護者の利便性」ですね。これについてはどうでしょうか。

私自身は、何よりも、適正配置というものについての「保護者・地域の理解」という観点で、多くの方々が、これをきっちりしていけないといかんよね。それが大きな評価の項目になるよね、ということについては、多分共通理解が得られているんだろうなというふうに思っています。

ただ、具体的に再編をするとすると、この辺が微妙なんですけれども、「保

「保護者の利便性」というものがなければ、「保護者・地域の理解」は得られないよというふうにお書きになっている方々も結構いらっしゃるんじゃないのかな。それから、保護者の選択肢をきっちりと提示する。そのためには地域性を考えなければいけないという形でワンセットで書かれている方が多いのかな、そういうふうには思っています。

ただ、それを分ける時に、「保護者・地域の理解」というこの全体を1本にまとめたので、ちょっとこれ、置くところが分かれていますけれども、僕は、表裏一体のものだろうなどは思っています。

(委員)

一つの提案ですけれども、「保護者の利便性」の2つの項目を「保護者・地域の理解」の小項目に入れるとどうですか。

(教育部長)

今、委員がおっしゃっていただいたことで、ちょっと、私の評価をしていく中の考え方としては「保護者・地域の理解」という部分につきましては、地理的条件も含めまして、桑名市全体の適正配置はどうあるべきかということで考えていったつもりなんです。それと、確かにそれと表裏一体かも知れませんが、保護者の方の利用の仕方から見るとどうかというところで、「保護者の利便性」ということを考えていって、私は実はこういう形で実際に実施計画を作っていくことになると思いますので、その中での「その他」の方に「計画・立案の可能性」と書かせていただいたんですけれども、という観点から、1つは「保護者・地域の理解」の中には、市全体として、どんなビジョンで持っていくかということに重きを置いて項目として設定したつもりです。

「保護者の利便性」については、一人一人の保護者の方として、その視点で見ていたらどうなのかということですので、少しその全体の枠ではなく、駐車場の問題、送り迎えの話とかそういうことを考えていったので、私としては分けて項目を作ってきたつもりなんです、いかがでしょうか。

(委員長)

これを整理する時に考えたことは、適正配置というものについて保護者・地域の理解が得られるということと、その配置の際の具体論に対して「保護者の利便性」ここでいろいろと議論が出ていました。そしてこの評価表を見ても出ていましたので、それを分けて考える。確かに、「保護者の利便性」が高くなくて、「保護者・地域の理解」が得られるとは思えませんから、その意味で言うと、この2つは密接に関係するかも知れませんが、ただそこは、現状では分けておく必要があるのかな。

これは、確かにD委員がおっしゃるように「計画立案の可能性」にウエートをかけてということ考えた場合には、この保護者の利便性、つまり施設の配置、具体的な配置の話と、それから理解をどういうふうに得るかはちょっと分けて考えていったほうがいいのかと言う、そのために2つに分けているところではあるんですが。ただ、場所が確かに少し離れすぎているのかも知れません。ですので、委員から、「保護者・地域の理解」の中に入れた方がいいんじゃないかという話がありましたけれども、案外、後ほど、もうすでに11園案の中には「保護者の利便性」というのは結構共通項目として上がっているんですよね。ですので、それをやっぱり入れておく必要があるんじゃないのかということで拾った次第であります。評価項目については、よろしいですか。

(委員)

じゃあ、せめて並べていただくと。

(委員長)

そうですね。それについてはそうさせていただきます。

(委員)

私、前の時に、園児の送迎ということで一つちょっとお聞きしておきたいことがあるのですが、私たち、この地図とかイメージから、長島はとっても縦長で長い距離であるように思っているんですね。それで実際のところどうなんでしょうか。一度距離で示していただくことは可能なんでしょうかというようなことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

(委員長)

具体的に、確かに11園案の時にもここをというような話をしていました。24園は大丈夫ですが、5園、7園にする時は、どこにという話をこれからしていかなければいけないんですけれども、11園の段階でも、確かに長島はこれをどうするんだというのは地図からは分かりますので、その資料は、一度お願いしておくことでよろしいでしょうか。

(再編推進室長)

はい、分かりました。

(委員)

「保護者・地域の理解」という形で書いてございますけれども、できれば地域の

あとに市民、市民の中には保護者も地域も入るのですが、全体的という意味合いで市民も入れていただくとありがたいというふうに思います。

いろんな方と再編についてお話をするんですけど、この委員会では少数派の意見ですが、いろんな方とお話をすると、もっと積極的に私立に任せていったらどうだという意見は非常に多いというふうに感じますので、やはり、市民全体の理解という意味で、市民というこれは入れていただきたいと思います。

(委員長)

これは、そういう形でくる部分ですから、入れておきたいというふうに思っています。

でしたら、11、5、24、7というふうにあるわけではありますが、評価項目については一応これでいきますよ、場所の問題であるとかありますけれど、ということにさせていただいて、じゃあ、案の絞込みの方についてよろしいですかね。

みなさんの、評価表からいきますと、資料38の右でありますけれども、11園案が9名、5園案の方が4名、24園案の方が1名、7園案の方が1名という結果でございます。このうち、委員から先ほどもご発言いただきましたけれども、1園案から11園案については反対というご主張でよろしいのでしょうか。

(委員)

あくまでもですね、今24園になっているんでございますけれども、今でも19園になってるんです。人数からいきましたら。だから、もうへたすると9園くらいになってしまうのではないかと、これは勝手な予想でございますよ。だから、地域社会を中心にして、相談をして、人数がだんだん少なくなってきたら集約していくという考え方を持ってほしいと。それは、1つは、20人を1つのポイントにしたらどうかと。だから、そういう考え方をきちんとみんなで押さえて、集約できるところは集約する、そして残すところは残す。それは、地域社会の中できちっと決めて下さいよというのが一番言いたいことです。

(委員長)

地域社会の中で決めるということですね。ただどうなんですかね。委員会が発足したときに、とにかく公立幼稚園を再編するということについては、この委員会に教育長さんから諮問を受けているわけです。それで、再編をしている今だから、最終的に5年後に何園にするかの議論を今しているわけでもありますけれども、それは市役所の方の都合というと語弊がありますけれども、例えば来年から新規の採用については、例えばですよ、2つの免許を持っていらっしゃる方いますけれども、再編計画が決まっていけば、幼稚園に配置することは除々に控えていこうとか。これ

は計画的にやっていかなければならない。そのためにここで具体的に5年後に何園にするという話を決めていく、それが行政のやり方なんだろうと思っていますし、そのためにわれわれが招集されたと思っているんですね。

ですから、原則を確認して、それに届かない園については次から次へと廃園していくというやり方というのもこれもあり得ると思っていますけれども、ある意味そのやり方をここで確認すれば1回の会議で終わっちゃうんですよね。十何回やってきて、ここまで評価項目を考えていただいたというのも、われわれが5なり11なり7のこういう園数を5年後にめざしましょうねという形で、地域・保護者・市民に理解を市役所がしてもらうための、そのための議論をここでやっていると思っていますね。ですので、20人未満でというお話でございますけれども、あれですか、5とか7とか11とかこれは意味がないとお考えですか。

(委員)

11園で本当にご父兄が理解できるのかなというところだけの疑問です。

(委員長)

だからと言って、5園ということで理解できるとも思えないということですよ。

(委員)

思いません。

(委員長)

そうですね。わかりました。そうしますと、24園残しておいて少なくなったら閉めていくというそういうやり方もあるよということで、答申の中には含めさせていただくということによろしいでしょうかね。

(委員)

わかりました。

(委員長)

それから24園案という委員のお話については、これを答申の中にこういった原則を運用していくことによって、園を言ってみれば自然淘汰していくという意見もあったということで書かせていただきたいと思います。また明確に議事録に残しておいて、ちゃんと入れるということにしたいと思います。

それから、今日お休みなんですけれども、7園案の委員からはこんなメモをいただいております。ちょっと読み上げをさせていただきますね。

－委員長代読－

今日は体調不良のために出席できず大変申し訳ありません。15日の会議資料いただきました。特に「公立幼稚園の適正配置」に関する評価表一覧を見せていただいて、今回はこれを基に最終的に案を絞り込む重要な議論がなされると理解しております。欠席させていただきますが、私の思いをお伝えできればとファクシミリさせていただきました。私は基本的に子どもは群れて遊んでほしい、群れて学んでほしいと考えています。子どもが育つ環境として、集団性を確保するという点が重要であると思います。そういう意味で、5園か7園かと言えば理想は5園です。

ただ、そこにひっかかりを感じます。ひっかかりは何かしらと考えました。公立園は地域あつての公立園です。地域の人のお気持ちを考えますと、一気に5園というわけにはいかないように思います。ですので、最初から5園ではなく最終的に5園にする。しかしそれまでに7園もあるのかなと考えました。

11園にすると、また次の再編が必要になってくると思います。その意味からも、11園でなく7園にと考えた次第です。この一覧表を見ますと、7園案は私一人です。どうしても7園でないとは思っていません。あえて11園か5園かどちらに近いかと問われれば、私は5園案に賛成します。私の思いとしましては以上の様なところでございます。よろしくお取り計らいください。

(委員長)

その意味でいきますと、この0委員も7園というよりはむしろ5園という形でご意見を集約させていただけるのかなというふうに思います。そうしますと、委員の24園案については、これを答申の中にこういう考え方もありましたということで書き込みの方をさせていただこうということで。7園については、ファクシミリで5園に近いというご意見をいただきました。その意味でいきますと、11園案と5園案の2つに絞り込まれたかなというふうに思っていますが。さてそれで11と5で1つの案にすべきかどうかというところでもあります。その時にですね、その2つの案をもう少し具体的にする必要はあるんじゃないかなって思っています。

と言いますのは、一応11園案については、中学校区で、こことこことかなり具体的な話を出しています。5園案の部分についてであります。それを少し確認しておく必要があるのかな。議論を1本化するにせよであります。

お手元に11園案、7園案、5園案の地図を、これは前回資料、前々回資料か、あつたかと思いますが、それはお持ちでしょうか。

同じような資料がたくさんありますので恐縮でございますけれども、よろしいでしょうか。評価表を書いていた時にご参考までにつけていた資料であります。

なければどうぞ事務局に用意してもらっていますので。よろしいでしょうかね。

(委員長)

それではですね5園と11園ということで、これを1つの案にまとめる必要があるかどうかということも含めて、そのためには5園で表示されているものと、11園で表示されているこの地図の内容がほぼ同じものでなければ議論ができません。そういう意味で一度地図を見ていただきたいと思うんですが、5園案の方ですけれども、これは想定規模として、旧桑名で3園、それから多度と長島で1園ずつですね。それで規模は4歳児5歳児2クラスずつで1園100人規模の園でありましたし、そうなりますと当然保育室は最低4部屋必要になるということになります。

そこから5園案の部分の配置も考えていただかなくてはならないということがあります。5園案については旧桑名で配置が決まっておりました。施設として既存の施設を使うのか、あるいは5園になると通園エリアが広がりますけれども、園児の送迎をどうするのか、もう少し5園案が具体的になるようなご意見というものも、この際、というふうに思っています。この点について、何かございますでしょうか。5園案についてですね。

(委員)

なかなか難しいことではあると思うのですが、公立私立の保育料格差がどれくらい是正されるかによっても配置が変わってくるのではないかなと思います。ある程度是正されるのであれば、私立も含めた配置を考えていくべきですし、是正されないのであればあまり気にする必要はないのかな。やはりポイントポイントで考えればいいのかなと思います。

ちなみに冒頭にお話させていただいた5園案にした場合に削減される運営費をそのまま私立幼稚園の保護者の負担に充てていただければ、保護者の負担額は公立並みあるいはそれ以下になりますし、その半分でも充てていただければ、かなりの部分で是正されるのではないかなと思います。そこらへんをどのように考えていけばよいのかということは非常に難しいところではないかと思っています。

(委員長)

そこは運営経費をどこまで削減して、それをどれだけ5園案の時の整備するための費用に充てるかということにかかってきますよね。これは非常に難しい部分なのかなと思いますけれども、ただ公私の格差是正、削減していったときのお金をどの程度公私の格差是正で使っていくことが可能か、これはある意味完全な政治マターになります。それについて、この答申で全額を私学の助成に充てるべきだとなって

いうことをここで書くわけには多分いかないであろうというふうに思います。ただこれをここで議論があつて、公私格差是正について大きな議論があつたから、それに対して配慮しなければいけませんよということぐらいは多分書き込めるであろうというふうに思っております。

ですのでそれをどの程度まで使ってどういうふうにして再編を進めていくのかということについては、これは何ともここでは判断しづらいだろうというふうに思っておりますね。そうするとこの5園で既存施設の利用の話とか、それからクラス数でいうと既存施設だったらそれに園舎を付け加える話、あるいはこの前ここで出ていましたけれども、じゃあいつそのこと新しいところに求めようではないかという議論もこれは中であるだろうと思つていまして、ちょっとその部分までは、なかなかここでは踏み込めないかなというふうに思つておりますけれども。

(委員)

方向性だけは、是非、答申の中に入れていただきたいなあというふうに。

(委員長)

公私格差是正の話については、追加すべき答申上の項目としてもありますから、それは、何らかの形で表現したいと考えております。

(委員)

評価の上では、是正があまりされないということを前提にさせていただきたいと思つています。

(委員長)

わかりました。いかがでしょう、5園案について具体的になるような何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

5園案の旧桑名市、多度、長島においても、非常に距離が延びているわけですよ。いわゆるそこに1つずつという形にすれば。今現行でも24園ある中で結構距離がある中で、11園案でも当然少なくなりますから、距離としては伸びますよね。だからそういう意味の利便性を、これで、思いますと余計に、果たして利便性というのではまずいのではないかと私自身は考えます。11園案においても、私は当初これでも少ないのではないかなというように意見を述べさせていただいたのですが、今現行では最高11園になっておりますから、これでやむを得ませんよというように考え方でおります。

(委員長)

今のようなご議論をもうちょっと5園案を具体化した後でやりたいなと思っております。5園案がまだ特に旧桑名の3園を置くのかということがまだよく見えないので、これを少し具体的にイメージをして11園と比較してご議論をいただきたいと思っております。

5園案についてはどうなんですか。基本的に長島と多度は1つつですよね。旧桑名のところで3つなんだけど、この丸のあえて人口的な偏りでいうと大山田とかに1つなのかな。それから西に1つで、いわゆる旧の桑名市の市街地に1つと。この丸の中心をあえて言えば。そういう感じでいいんですかね。具体的にどこという話は今の段階ではできないというようなイメージでいいんですか。それを既存施設を使わずにという選択肢もあるんですね。

(委員)

配置については委員長がおっしゃる方向でいいのではないのかなと思っております。既存の施設は使った方がいいに決まっていますけれども、これにあまりこだわりすぎると間違った判断になるのではないかと。

(委員長)

そうなんですよ。5園案ですと4歳児5歳児がそれぞれ2クラスで、それなりに人数が多いので、それだったら広々としたところで学んでもらう、子ども同士で遊んでもらうというのも一つの考え方なのかなとも思います。

(委員)

各地区の事情を私はきちんと把握しておりませんが、例えば既存で今3室ありますよと、土地があればそこにプラス1つ増築すればいいと思いますし、小学校も子どもの数が急激に減っているところもありますので、場合によっては校舎を1つ潰しても、十分運用ができる場所もあると思いますので、そういった部分も含めて検討していただければ。これは事務局の方でくわしく評価していただいて、提案をしていただければいいのかなと思います。

(委員長)

どうでしょう。5園案については。

(委員)

この5園案について、旧市内のグレーの円で3つ描かれていますよね。これは一つの目安として描かれているのかなと思うのですが、地域のバランスから考えたら

この円のどこかで1個ずつということになるのかなと思うのですが、今日いただいた4つの案の試算についての5園案については、1園が4クラス規模になるということから、実際には新設が必要となるがというような一文があるんですね。

実際問題、既存施設で4クラスをまかなうというのは、事務局としてここならいけるというような案をお持ちなのかということをお聞きしたいし、どこの園をとってみても既存でいくとしたら無理があると。そうなった場合に、新設となった時に、用地確保が物理的にこの5園が可能なかどうかということですよ。その辺がはっきりしないと、議論のしようもないかなという気がするんですよ。だから最終的にこの検討委員会で5園案が望ましいという方向になったとして、じゃあその5園がきちんと確保できるのかということについてはやはり知りたいところだし、はっきりさせたいところではあります。

(委員長)

今までいただいていた評価のための資料の中でも、既存施設の園地の面積であるとか、そこにどれくらいの保育室があるのか、どれくらい老朽化しているのかというような部分については資料がありましたけれども、実際そこにあとどれくらい手を入れれば、4歳5歳2クラスずつの5園の可能性のある土地なのかどうか、また全然違うものを求めるとすれば、考慮の余地のあるようないわゆる種地というのが、特に旧の市街地の中に考えられるんだろうかというようなところでありましたけれども。どうなんだろう、そこまで具体的に検討しないと。確かに11園案は結構この園でというふうに言っちゃたから、そっちはかなり具体的で、5園案の方はこの丸の中ですよという場所も決まっていないという話でありますから、レベルを合わせるということから5園案は非常にまだあやふやであるというのは確かですが。どこまで検討が詰められるかな。ある意味、旧の市街地の中で、どこかに確保するという言い方しかないのかなと思うのですが。書くのであれば。

(委員)

保育室は1部屋100平米が基本かなというふうに思いますので、この100平米の土地が確保できないところはないとは言いませんけれども、その気になれば十分できるというふうに私は思っております。

(委員長)

その気になればだし、答申でまとめていくのであれば、5園案でまとめていくのであれば、5園案やってよという話をやるしかないんですよ。

(委員)

未来の話をして、新システムのことについて頭がいきますけれども、これで言うと保育園がどんな配置になるのかなというのが懸念するところですね。

(委員長)

幼保一元の話。

(教育部長)

現段階でどこの園をとすることは非常に現実的に難しいと思いますが、既存施設を活用ということになると、大山田北幼稚園がという話は前に出ていたと思います。3部屋あるということで。ただ今日議論している中で委員もおっしゃっていたように既存施設のみにこだわってしまうと将来的に少し間違いを生じるということも今日アドバイスいただいたような気もしましてね。そういうことを含めまして、今3つのエリアでと委員長がまとめられたことについてはみなさんほぼ異論がないというふうに思います。その上で、今ありましたように、委員がおっしゃったように土地の確保については、無理無理して考えていけばできないことはないなとも思いますので、どこの園をとということではなくして、今まとめていただいたようなエリアという形で考えていただいたらどうかなと思います。

ただ11園案がかなり具体的で、5園がという話がありますけれど、5園案ということで答申が出た場合、それについて具体的な実施計画の方へ進んでいくと思いますので、その辺りでご判断していただければと思います。

(委員)

失礼します。大山田北幼稚園については、もし4歳2クラス、5歳2クラスであれば、1クラス増築していただかないといけないのかなという気がします。旧市街の方の城東と言いますか陽和中学校ブロックの方ですが、11園案の時でもお話があったと思うのですが、城東を中心に幼保一元化で新築ということも考えられるんじゃないかなと思っています。それから在良とか桑部とか七和とか久米とかそういう地域なんですけれども、まあ2年保育をしているところということで考えますと、在良になっていくんじゃないかなと思うんですが。保育室が3つしかありませんので、増築のことも考えなければいけませんし、大きくは駐車場の整備の確保と言いますか、考えなければいけないと思います。

配置の公平さで言いますと、もう少し西の方にあってもいいのかなと思うんですが、員弁川を挟んでいるということがありまして、条件的に難しい部分もあると思います。それこそ送迎の方法も関係してきて、西の方にはないんだったらバスの送迎ということも考えなければいけないのかなと。もし今の在良のままであれば、必ず

送迎ということになってくると思います。そこで先程も出ていましたように新築ということも考えられるのではないかと思います。38の資料をいただいた時に、11園案と5園案が2つの意見としては多かったと思いましたので、自分も迷いながら言わせていただいたことを考えてきました。

(委員長)

確かに新築というのはすごく魅力的ですよ。保護者にも説明しやすいよなと思ったりはしますけどね。ただその場合に今委員がおっしゃったように、その場合場所の問題もありますし、送迎の話が出てくるかもわからんなという話ではありました。

(委員)

そして未来の話ばかりをすれば、例えば新しく作られたとする幼稚園があるとしたら、もし新システムが稼働した時には、その近隣の保育園で閉鎖してもらわなければいけない所も出てくるという考え方もあると思いますので、配置については極めて慎重にすべきだなと思います。新しく出来た所をつぶしちゃって、既存の保育園を継続しましょうというのはなかなか考えにくいことではありますので。ただ実際問題して新築ということは可能だと思います。人件費からしてもその分の節約した分のおそらくはキャッシュで建ってしまうと思います。

(委員長)

5園案については場所の特定というのは、城東の話とか在良の話とかも言っていたいておりますけれど、やはり新築の話もありうるという話でいきますと、場所を特定するという事よりはむしろこの丸の辺り、さっき言いましたけど大山田の辺りに1つ、旧市街に1箇所、西部に1箇所、多度と長島に1箇所ずつという形でとりあえずは。11園案とは具体性の部分で若干欠ける、そごをきたしているという部分はありますけれども、とりあえずそういう形。そして、想定園の規模は4歳5歳2クラスずつということ。多度長島は1クラスずつということかな。

(委員)

できれば事務局の方で一度やるという前提で。候補地でもいいので。

(委員長)

そこができる。どうなんだろう。

(委員)

苦しそうな事務局をちょっとお助けする気持ちで。昔私が請求した資料で資料の26番という資料があるんですね。そこで20人規定、25人規定ということで出してもらった資料があるんですけども。それでいくと残ってくるのが、ちょうどそのくらいの数で残ってくるという前提でいきますと、深谷幼稚園、七和幼稚園、久米幼稚園、大山田東幼稚園、大山田西幼稚園、そして多度、長島。この中から絞り込みをしていって、最終的に3つ出てくるところが、七和と東、あと1園どこかとかこういうことになってくるかと思います。あと多度、長島。

(委員長)

具体的な場所の絞り込みの仕方についてご協議いただいたわけではありますが、5園をどこまで具体化していくかについてでありますけれど、おそらく場所であるとか、新規にこの土地に唾付けようというような話は、今の段階では全然できないだろうというふうに思っております。ですので、とりあえず5園案については、今委員より具体的な場所のご指摘もいただきましたけれども、まずは大山田と旧市街と西部と多度、長島という形でまずは留めておきましょうか。留めておきたいと思えます。もしも、もう具体的にもうちょっと検討できそうだということがあったらこれはまた検討してください。それから園児の送迎という話もあるのかなというお話でした。

11園案についてもどうなのでしょう、配置については決まっておりますけれども、規模については4歳5歳1クラスずつで、旧桑名の4歳については6園180人の範囲ということですから、5歳だけの園もありますよということではありますが、まずは委員から前回ご指摘もありました、ここ整理しなければいけないよということですが、4歳180人という約束はというのは今後も継続という形でいいのでしょうか。4歳児6園180人。

そこで5園案でも出ていたのですが、園児の送迎の話。先ほど委員からも長島の話で、長島では11園案にしる5園案にしる1つでいこうという話になるのでございますけれども、その場合にそこで実際、北と南の人の住んでいるところ、子どものいるところから真ん中までというのはどうなんだろうというところで、資料は事務局に用意していただくと思っていますけれども、送迎、バスの話はありうるのかなという話でありましたけれども。送迎については、原則11園案の場合には保護者ということではありますが、それについてはそれでよろしいでしょうかね。どうでしょう。長島をちょっと考えましょうということでしたが。

(委員)

分団登校の関係ですね。私は前から申し上げているのですけれども、やっぱり分団登園は残してもらいたいなと思っております。例えば11園になった場合でも、

なんとか分団登園ができないかということが一つと、逆に廃園になったところ、これはなかなか難しいと思うのですが、そういったところも、残ったところはいいですねとか、別の見方があると思いますので、何か分団登校ができるようないい方法が考えられないかと思うのですがいかがでしょうか。

(委員長)

再編統合をした後の11園案でも、分団登園が出来る所はしてもいいのではないかというお話でありますけれども、原則としては保護者の送迎を原則と考えているわけではありますが、地域の事情でということも存続園では少し考える余地はあるということで、原則ということはどうでしょうか。

(委員)

私は原則、5園案も11園案も保護者送迎、できる限り例外を設けるべきではないというふうに思っております。分団登園は長年桑名でやってきたことで、それなりに意味はあったのだらうと思いますけれども、幼児教育の場合は、やはり登園または降園の時に保護者の方が迎えに来ていただいて、「今日は何するの」「今日はどんなことがあったの」といったような会話をしながら幼稚園に通っていただく方が私はいいのではないかと思います。分団登園は物理的にも非常に難しくなりますので、5園案、11園案含めて原則保護者送迎でやっていただくべきだと思います。

(委員長)

保護者送迎がやっぱり望ましいということではありますが、送迎バスというのは、その意味でいうと、幼児教育の立場からいうと望ましいものだとは言えないということなんでしょうか。

(委員)

バス送迎については、公立がそこまですべきことではないと思っております。

(委員)

多度は別格。多度町の時に、ひつつくかひつつかないかの時に、バスを走らせるという条件が出てそれが今守られているというんで、別格というとおかしい言い方ももしれないですけれども、そういうふうな内容というふうに把握しておりますので。

(教育部長)

私も私立さんの状況はよくわからないので教えていただきたいのですが、私立さ

んはもうオールバス送迎なんですか。今のお話ですと、登園・降園時の会話、保護者とのということ。近くの方は保護者送迎なんですか。

(委員)

園によってだいぶ温度差があると思うのですが、うちはバス送迎が多いです。完全にバス送迎にしているところもありますし、逆にバス送迎を行っていないところもあります。ただバス送迎と言っても家の前まで行くわけではありませんので、バス停まで歩いていただいて、その中で子どもと会話をするということです。

(委員)

当園で言うと、8割9割ぐらいがバスで登園しておりますね。ただこれも好き好んでやっているわけではなくて、必要にかられてやっているわけで、基本としたら地域に根ざすということも踏まえて言えば、保護者が送迎するのが本来の姿と認識しております。そしてかつ大変お金のいる話で苦慮、苦勞、しんどい思いをしておりますので、できればない方がこんなにうれしいことはないと思っております。

(委員長)

バス送迎についてはこれから考えていかなければいけないということですね。

(委員)

さっきさらっといって流れていったんですけど、6園180人というものがいったいどの程度縛りのあるものなのかということ、周知の事実なのか、それともある一部の人たちだけの口約束の範囲なのか。さらっと6園180人の枠を守りますというようなお話が今ありましたけれども、11園になったときに、保護者送迎だし、で5歳児1年保育のところもあれば、11園のうち6園だけは4歳児、5歳児をやっていますよというような再編が一体市民にとってどんな魅力があるの。市側の都合だけで、数を減らしただけじゃないのって、どこに就学前のビジョンが見えるのっていうそんな気がするんですよ。

現在すでにありますよね。4歳児は大山田北幼稚園に通うんだけど、5歳になったら大山田西に行って、小学校は星見に行つとると。1年ごとにたらい回しという表現はおかしいですけども、そんなような過ごし方をしているお子さんがあると。でそういうのは解消されないですよ。されにくい。だから、さらっと流れていったけどそうなのって。それで11園案は成り立っているんですかということ。は前回も最後に言わせていただいたけれども、それだったらなんか違うよなということが自分の中にはあるんですよ。時間も時間ですけども、考えていただきたいなと思います。

(委員)

このプロセスについては、以前の教育長の時に話が上がりまして、続いて前教育長の時に現行のスタイルになりました。でこれは委員会も経て議事録もとって決めたことでございます。

(教育部長)

今、委員さんもおっしゃいましたけれども、これについては私立さんとの紳士協定ということですとずっとやってきていると思います。もともと桑名市の場合は5歳児を含めた7年教育ということですからずっとやってまいりましたので、これは皆さんご存じのとおりでございます。その時に4歳も新たにやらせてほしいということで、私立さんと話をさせていただいた時に、5園150ということに進んでいったと。それから一時、募集をかける時に相当数あった時期がありましたので、そのことを含めて、ご希望いただく枠を少しでもご協力いただきたいということで理解はされなかったと思うのですが、お認めいただきたいということでもう1つ増やして180、6園ということで今まで経緯で来ていると思いますので、これはできるだけ私立さんとのいわゆる紳士協定ということで私は理解しておりますが、それについてまた私立とともに新たにという話なら別だと思いますが、今は私はきちっと生きているんだなというふうに認識しております。

(委員長)

ということでいうと、先ほどご指摘がありました、4歳児5歳児でたらい回しという表現を使われましたけれども、それが具体的になくなるということは自由化みたいなことでカバーしていくしかないということなんではないでしょうか。園を選択するという。そういうことになるのかな。11園になって、保護者送迎で園を選択できるから、4歳、5歳のところに行く、5歳のところから行くというような形で保護者の選択に任されていく、そういう理解になるのかな。

(委員)

選択もありますよね。定員を設けるということで、どっちみち送っていくのなら複数年保育を選ばれる方が結構あると思うんですよね。でもそこで抽選に外れれば結局同じことですよ。今も抽選はもちろんあるんですけども、2年保育の園は数は変わらずに、1年保育の園の数は減るわけですよ。ですから近隣、今まであった園で1年保育の園に通っていた方も数の少なくなった園に来ますよね。定員がありますので、あふれてしまって、どこにメリットという変ですけども、この制度がいったい保護者のことがどこまで考えられているのか。

(委員長)

そこが言ってみれば11園案で言うと、ひょっとするとこれが保護者への説明の際に最大のデメリットになるんじゃないかというご意見になりますかね。

(教育部長)

先ほどの点については、今、大山田北、大山田西、星見ヶ丘という1年ごとに転園しなければいけないという状況がありますよね。いろいろこれについてはご不便をかけておまして、保護者の方からもいろいろとご批判もあることも事実でございます。ところが11園になりますと、今までは5歳児は小学校区を当てはめておりましたので、これがフリーになればそのことは解消できるのではないかなと思います。また5歳も定員云々ということになってきたら、新たな枠組みを作るんだということになりましたら、これはまた私立さんと協議をしていかなければいけないと思っておりますが、まあそんなことだと思っております。

(委員)

確認なのですが、24年度って抽選しましたっけ。

(学校教育課長)

抽選はしておりません。

(委員)

抽選をしなかったその理由は、少ない学校区の人数を大きい学校区の人数に当てはめをして抽選を実施しなかったということですね。ある園で定員オーバーの人数が、30人募集なんだけど40人集まりましたと。けどこちらの幼稚園で10人少なく応募だったので、その10人を持って行って、このように当てはめをして、トータルでその人数を守っているということを今実施をしていただいているということでございますが、これについては異議を申しております。24年度開始に当たってもその旨了解をということで打診は頂戴はしましたけれども、異議を申しておるところでございます。

(委員長)

今までのお話で言うところの6園180人というのは今の段階ではここで我々が議論していく時の前提条件の一つになっているということ、それを11園でどうカバーしていくかは今後の議論になっていきそうだとところがございました。これも前提条件としてとりあえずはそれを前提として議論していこうということになるのかなと思います。実はもう5時を回っておりましてね、冒頭申し上げたよう

にあまり長くやらないということ、それからこれどうなんでしょう。次回を事前に6月7日辺りにお願いできませんかというふうにみなさんに確認をと思うのですが。全員にお願いしているわけではなかったかな。

(再編推進室長)

6月7日については前回に。

(委員長)

そうだよ。今日と6月7日ということで、すごく接近させて1度やってみませんかということでした。今日の一応絞り込みで、11園と5園ということでやりました。これのメリット・デメリットの議論をもう少しやらなければいけないというふうに思っておりまして、そこについて日を改めて、6月の7日でしたか、にさせていただくということで。今日これで2時間過ぎておりますし。時には2時間ちょっとぐらいで終わってもいいのかなと思っております。

メリット・デメリット論をやり出したらものすごい時間がかかると思いますので、それは改めてやるということで、それまでにちょっとすみませんがあまり時間はないですけども、委員からのバスの可能性の話であるとかについては、ちょっと資料をお願いしたいと思っております。それから、運営経費の試算の話ですよ、委員からありました。それから類似団体。類似団体は聞き合わせでしょ。

(再編推進室長)

はい。

(委員長)

資料を見たら載っているという話じゃないでしょ。

(再編推進室長)

違います。問い合わせをします。

(委員長)

問い合わせは7日までにできるかな。

(委員)

既に問合せさせていただいて、この資料には載せなかっただけですよ。

(再編推進室長)

いえ違います。

(委員長)

最初から数園しかないところは問い合わせもしてないでしょ。

(再編推進室長)

そうです。

(委員長)

問合せをしなければならぬと2週間で間に合うかな。

(委員)

がんばっていただきたいと思いますけれども。

(委員長)

改めて今度11園案と5園案のメリットとデメリットということ、それからその議論の前提になる条件を整理したものをみなさんに確認をしていただいた上で、5園案と11園のメリット、デメリット、そしてどちらかの案に絞り込むのか、それとも両論併記でいくのかということ、これを次回に議論したい。

それから諮問された事項の中では、これはいろいろとご議論はあるでしょうけれども、幼保一元化の話も議論はしておかなければまずいです。それからどういう案にするかによるんですけれども、少なくとも現状よりも公立幼稚園の数は減ることは確か、運営経費はなんらかの形で減っていくことも確かであります。そうなった時に、そのお金で公私格差是正の話はどこまで書けるか、あるいはそれをどういうふうに考えるかというようなこと。それから延長、預かりの話、これも少しは議論しておかなければいけないと思います。残った課題は多いんですけれども、とりあえずは、5園と11園案でのメリット・デメリット論を、次回6月の7日の日にさせていただきますと思いますので、日が接近しておりますが、よろしくお願ひします。

(教育部長)

提案なんです、大変タイトな中でやっていただいております、申し訳ないと思うのですが、今度メリット・デメリットを含めまして、11園案と5園案の議論をしていただくということでございますが、非常にそれに関わりのあることとしてですね、今の幼保一元化の問題とですね、公私の保護者負担是正についてもかなり関わりがあると思うんです。この辺もメリット・デメリットの視点としてですね、皆さん合わせて考えていただくとありがたいと思いますので、いかがでしょうか。

(委員長)

それは多分メリット、デメリットの中で出てくるだろうと思いますので、それも含めてご議論いただければというふうに思います。お考えのところについてはそれまでにおまとめいただければと思います。それでよろしいでしょうか。

(委員)

会議録については今週中にいただけますか。

(委員長)

会議録は今週いっぱいいいけそう。

(再編推進室長)

できる限り。

(委員長)

はいがんばってください。今日は2時間で終わったとはいえ、かなり盛りだくさんですので、みなさんのお手元に今週いっぱいできればいいなと思いますけれども。ぜひお願いします。じゃあとりあえずよろしいでしょうか。ここまでということにさせていただきます。

(再編推進室長)

今後の日程ももう少しお願いしたいと思います。次回第16回は6月の7日、午後3時より、今度は市役所5階中会議室でお願いしたいと思っております。その後の日程ですが、答申をお願いする時期も迫っております。大変申し訳ありませんが、7月の日程も少しお願いしたいと思っております。7月に2回お願いできないかと。答申の文案の確定もお願いしなければなりませんので、よろしく申し上げます。委員長さんのご都合もございまして、7月の9日月曜日と、19日木曜日と2回、本当にお忙しい中、申し訳ありませんが、お願いしたいと思います。非常に無理なお願いかと思いますが、よろしく申し上げます。

日程調整

(再編推進室長)

現在のところ6月7日と7月の19日ということでお願ひします。

(再編推進室長)

束になっている評価表の方だけ置いていってください。よろしくお願ひします。

(委員長)

では以上で終わります。どうもありがとうございました。

17時15分終了

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

委員長